

平成 29 年 4 月 26 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

市 川 朝 洋

平成 29 年度における医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県等衛生主管部局宛に、標記の事務連絡がなされるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

昨年度の立入検査については、「平成 28 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施及び立入検査要綱の一部改正について」(平成 29 年 1 月 20 日付け日医発第 1088 号(地 I 273)にて貴会宛に送付済。)において、留意事項がまとめられております。

本件は、本年度当初から立入検査を実施する場合には、平成 29 年度の立入検査関係通知が 5 月中を目処に発出されるまでの間は、平成 28 年度通知を参考とするよう依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び病院への周知、協力方につきご高配賜りますようよろしくお願ひいたします。

事務連絡  
平成29年4月25日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

平成29年度における医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査について

標記について、別添のとおり各都道府県知事等あて連絡しましたので、その趣旨を御了解いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしくお願いいたします。

事務連絡  
平成29年4月25日

各都道府県 }  
各保健所設置市 } 衛生主管部局 御中  
各特別区 }

厚生労働省医政局地域医療計画課

平成29年度における医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査について

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱について」（平成13年6月14日付け医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知）別添「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（以下「立入検査要綱」という。）及び「平成28年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」（平成28年12月19日付け医政発1219第18号厚生労働省医政局長通知。以下「平成28年度立入検査実施通知」という。）により実施していただいているところですが、平成29年度における立入検査については、平成29年度の立入検査実施通知を発出するまでの間、引き続き、立入検査要綱及び平成28年度立入検査実施通知を参考に実施していただくようお願いします。

なお、平成29年度の立入検査実施通知については、5月中を目処に発出する予定としています。